

第9回 社会情報流通基盤研究センター・シンポジウム

自動車検査証の電子化を巡る動向

1. 背景
2. 自動車検査証の電子化に関する検討会
3. フェーズⅡに向けて

2019年4月19日

東京工業大学 社会情報流通基盤研究センター

福田 賢一

自動車検査証と電子化

(自動車検査証)

- 自動車の登録と検査を証する書面。
 - 登録：自動車の所有権を公証するもの
 - 検査：安全・環境基準に適合していることを確認するもの
- 自動車を運行する際、自動車に備え付けることが義務。

(電子化)

- 自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)が、検査登録業務に係る情報を管理。
- 自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)が整備。
 - 検査登録(運輸支局)、保管場所証明(警察)、自動車諸税の納税(国税、県税)をオンラインで一括して行うことが可能
 - 対象は登録車(軽自動車は対象外、軽自動車OSSが整備中)
 - OSSの利用率は新車新規登録申請で5割強、継続検査申請で1割強

未来投資戦略2018(抜粋)

第2 具体的施策

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現(行政からの生産性革命)

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 旗艦プロジェクトの推進

① 個人向けワンストップサービスの実現

- ・ 自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進、引越しワンストップサービス等との連携、軽自動車保有関係手続のワンストップ化に取り組む。

インパクト

2018年12月末現在の自動車保有台数

	保有車両数	うち、軽自動車
貨物自動車	14,473,012	8,408,456
乗合自動車	233,223	0
乗用自動車	62,026,432	22,444,053
特種(殊)用途自動車	1,751,852	162,091
二輪自動車	3,708,309	2,003,335
計	82,192,828	33,017,935
登録自動車数	47,469,919	(=計-軽-二輪)

検討会概要

主催： 国土交通省（事務局は同省自動車局自動車情報課）

趣旨： 2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を踏まえ、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の充実・拡充を図るため、自動車検査証の電子化による申請手続きの完全電子化に向けた検討を進め、具体化に向けた基本コンセプトや導入に当たっての技術的要件をとりまとめるため、自動車局に有識者等からなる行政運営上の検討会を設置する

構成員： 有識者、関係団体及び行政機関

公開： 会合は非公開、資料と議事概要を国土交通省Webサイトで公開

日程： 2018年度はフェーズⅠとして、手続きの簡素化に焦点をあて、その基本的なコンセプトについて議論を重ね、「中間とりまとめ」をとりまとめた（2018年度中に計6回の検討会を開催）

2019年度はフェーズⅡとして、電子化された自動車検査証の更なる展開の可能性について検討

自動車検査証の電子化に関する検討会

委員

(有識者)	石田 東生	筑波大学 名誉教授	(座長)
	大山 永昭	東京工業大学科学技術創成研究院 教授	(座長代理)
	川端 由美	自動車ジャーナリスト	
	坂 明	(一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事	
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部 教授	
	関 哲朗	文教大学情報学部情報社会学科 教授	
(関係団体等)	青山 猛紀	(一社)日本損害保険協会 自賠責保険固有業務PTリーダー	
	荒岡 克巳	日本行政書士会連合会	
	安藤 敏朗	〇SS都道府県税協議会 会長	
	岡安 雅幸	(一社)全国自動車標板協議会 専務理事	
	久保田秀暢	(独)自動車技術総合機構 審議役	
	木場 宣行	(一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事	
	島崎 有平	(一社)日本自動車販売協会連合会 常務理事	
	徳永 泉	(一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事	
	堀内 俊樹	(一財)自動車検査登録情報協会 顧問	
	三上 哲史	軽自動車検査協会 理事	
	武藤 孝弘	(一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事	
	和迩 健二	(一社)日本自動車工業会 常務理事	
(行政機関)	奥田 直彦	内閣官房IT総合戦略室 参事官	
	蔭山 良幸	国土交通省総合政策局情報政策課 課長	
	林 和宏	警察庁交通局交通企画課 課長補佐	
	村中 俊治	交通規制課 課長補佐	
	平木 省	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長	

中間とりまとめ

位置付け：基本コンセプトの方向性やその進め方を整理したもの

構成：

I はじめに

II 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の推進

1. OSSの経緯
2. OSSの利用促進
3. OSSの現状

III 自動車検査証の電子化の基本的方向性

1. 自動車検査証の電子化について

- (1) 基本的考え方
- (2) 具体的な電子化方策
- (3) 電子化に向けた制度整備

2. 国内外における電子化の事例

- (1) 行政情報等の電子化に関する国内事例
- (2) 自動車検査証の電子化に関する海外事例

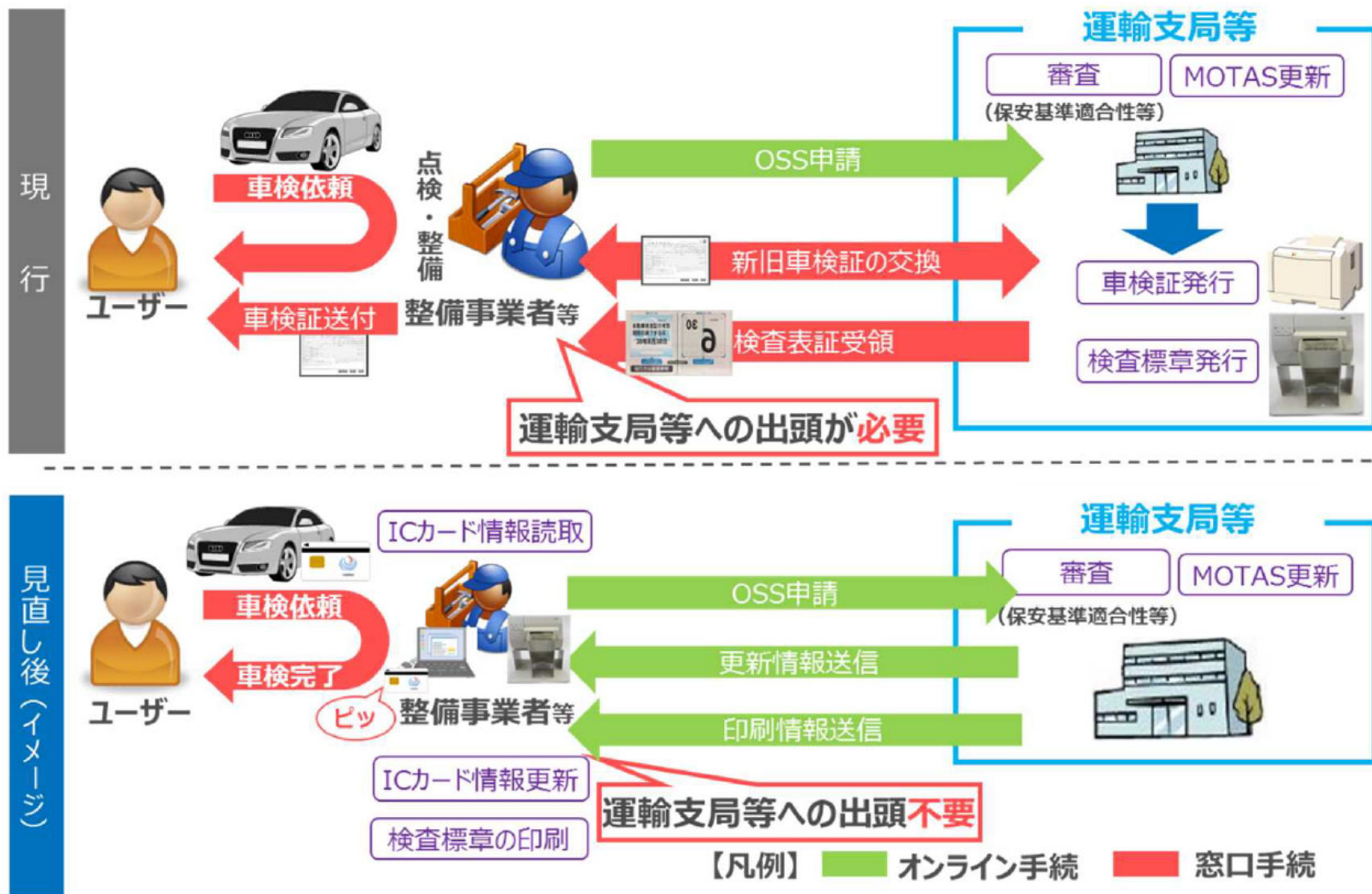
IV 今年度とりまとめに向けた取組

基本的考え方 （抜粋）

- ・ 電子化された自動車検査証の所有者・使用者及びこれを提示された者が容易に自動車検査証の記録内容を確認できるようにすること
- ・ 自動車検査証の記録内容の電子データの作成及び印刷ができるようにすること
- ・ 書面の自動車検査証と同様に持ち運びやすいものとすること
- ・ 現在と同程度以上のセキュリティレベルを確保すること
- ・ 整備事業者、保険会社等の自動車検査証の利用者が現在行っている自動車検査証の内容の電子データ作成のための手入力作業が不要となるよう、読み取った記録内容を電子的に利活用できるようにすること
- ・ 自動車検査証の電子化を契機とした更なる可能性の追求が可能となるよう拡張性を自動車検査証に持たせること
- ・ 現在OSSの対象となっていない手続についても OSS に対応するよう検討を行うことが適当

具体的な電子化方策

① 電子化に伴う申請手続きフロー



具体的な電子化方策（抜粋）

② 電子化の方式

- ・ インターネット接続環境がなくても閲覧できる方式であり、現行の自動車検査証同様に持ち運びも可能で、普及も容易であるICカード方式を導入することが適当
- ・ ICカードの券面には、自動車の使用者等が容易に自動車検査証の記録内容を確認できるよう必要な事項を表記することが適切
- ・ ICカードの具体的な方式を検討する際には、運転免許証やマイナンバーカードといった他の行政機関において既に導入されているICカードの方式との整合性についても留意すべき

具体的な電子化方策（抜粋）

③ 閲覧方法

ア. 自動車検査証の記載事項等

- ・ 現行の自動車検査証の記載事項は、自動車検査証の電子化後、全てICチップに記録されることとなるが、自動車検査証の利用者の利便性を確保するため、自動車検査証記載事項の一部については、券面に記載し、容易に目視確認出来るようにすることが適当
- ・ 具体的な券面記載事項については、今後、自動車検査証を利用する関係者と十分に調整を行っていくことが適当
- ・ ICチップの空き容量については、将来的に行政機関、民間事業者等も利活用できるような仕組みとすることが適当

具体的な電子化方策（抜粋）

③ 閲覧方法

イ. ICチップ記録の閲覧方法

- 具体的なICチップ記録の閲覧方法として、ICカードの読取端末（ICカードリーダー等）にICチップをかざすことに加え、i）ICチップへのアクセス用のQRコードの読取り、ii）パスワードの入力、iii）自動車検査証に予め記載されているセキュリティコードの入力などが考えられ、どの程度認証プロセスを盛り込む必要があるかを検討した
- 現行の自動車検査証は、その提示を受けた者が目視で容易に閲覧可能である点を踏まえれば、自動車検査証の閲覧については、いずれか一つの認証プロセスを必要とすれば十分
- 各認証プロセスを比較すると、QRコードについては別途読取端末が必要であり、パスワードについては、パスワードを失念する恐れがあり、セキュリティコードについては、券面上で確認することが出来るため、閲覧の利便性の観点から、セキュリティコードの入力を求めることが適当

具体的な電子化方策（抜粋）

③ 閲覧方法

ウ. ICチップ記録の印刷等

- ・ 利用者の利便性を確保する観点から、ICチップ記録情報の印刷及び電子ファイルの生成を可能とする仕組みを導入することが必要
- ・ 広く一般にICカードの読取環境が普及するまでの間は、運輸支局等において自動車検査証を交付する際に、併せて、当該情報を印刷した控えの書面を交付する運用等を行うことが適当
- ・ 継続検査等のOSS申請時に、記録等事務代行者が自動車検査証の記録を更新した際にも、同様に自動車ユーザーに対して控えの書面を交付することが望まれる
- ・ 自動車検査証の利用者における自動車検査証記載内容の手入力作業を不要とし、業務効率化が図られるよう、ICチップ記録情報を各利用者が用いているアプリケーションに電子的に取り込めるような仕組みを導入することが適当

具体的な電子化方策（抜粋）

④ 自動車検査証の記録事務及び検査標章の印刷事務の代行・運用体制等

ア. 記録事務及び印刷事務の代行・運用体制

- ・ 自動車検査証の電子化に当たっては、申請に関与したOSS手続代行者等において、継続検査等のOSS申請時の情報の記録及び検査標章の印刷・交付の事務（以下「記録等事務」という。）を実施することを可能とすることが必要
- ・ 記録等事務については、本来国が実施するものであり、個人情報の管理、自動車検査証が不正利用されたときの影響の大きさに鑑み、適切で確実な遂行が求められることから、当該OSS申請に関与した、OSS手続代行者等に一定の要件を設定し、これを満たした者に限り国から委託し、記録等事務代行を認めることとするのが適当
- ・ 国は、検査標章の偽造防止対策等を実行するとともに、必要に応じて監査等を行える体制を構築する必要

具体的な電子化方策（抜粋）

④ 自動車検査証の記録事務及び検査標章の印刷事務の代行・運用体制等

イ. OSS手続に関与しない者への記録等事務代行の委託

- ・ 国から記録等事務の委託を受けていない指定整備事業者Aが、継続検査OSSを申請した際に、国から記録等事務の委託を受けている近隣の指定整備事業者Bに、記録等事務のみを依頼することの是非について検討を行った
- ・ 自動車検査証が電子化された後においても当面は、上述の記録等事務のみを依頼する場合は、認めないこととするのが適当

ウ. 記録等事務代行者間での記録等事務代行に係る設備の共用

- ・ 複数の指定整備事業者が設備を共用し、記録等事務代行を実施する場合の是非について検討を行った
- ・ 自動車検査証が電子化された後においても当面は、上述の設備の共用は、認めないこととするのが適当

具体的な電子化方策（抜粋）

⑤ 軽自動車等における自動車検査証の扱い

- 軽自動車及び小型二輪車における自動車検査証について、(中略)あわせて電子化することが適当
- 軽自動車、小型二輪車の自動車検査証についても、登録車と共通の機器が利用できる仕組みとすることが必要

⑥ 導入時期

ア. 導入方法

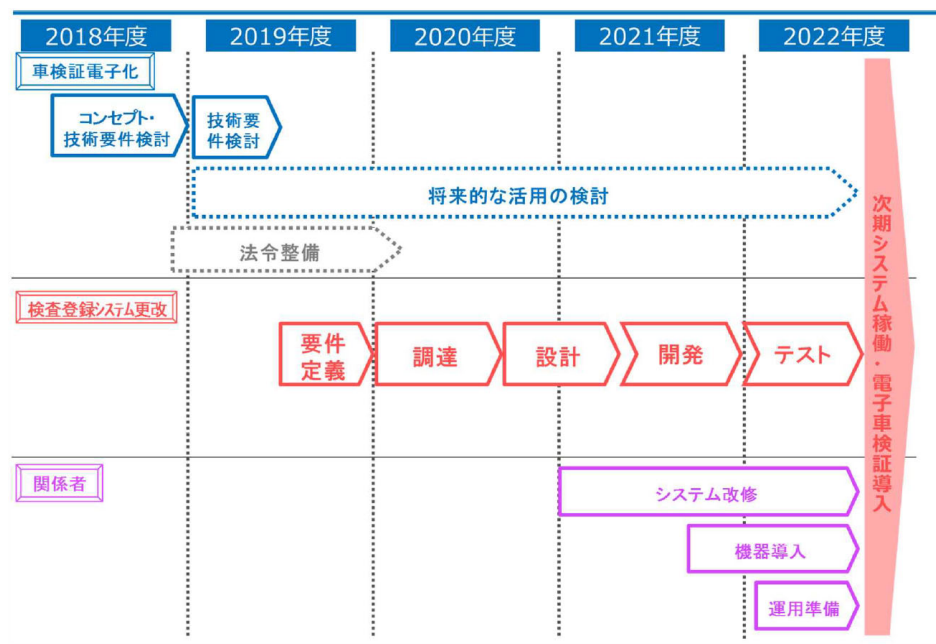
- 一斉に電子化する方が望ましく、全車を対象に導入を開始し、継続検査等のタイミングで順次切り替えていくべき
- 自動車検査証の交付主体である国土交通省と軽自動車検査協会とで、システム更改の時期が異なるため、交付時期が離れすぎないように、予め調整することが必要

具体的な電子化方策（抜粋）

⑥ 導入時期

イ. 導入スケジュール

- 次期MOTAS更改のスケジュール等を踏まえると、概ね以下のように進めていくことが妥当であると考えられるが、実際の自動車検査証の電子化の時期については、今後のシステムの開発状況、関係者における準備状況、事前の試行状況等を踏まえ、最終決定することが適当



具体的な電子化方策

⑦ 導入コスト

- ・ 国土交通省におけるシステム改修にかかる費用の低減を図ることはもとより、関係者において準備する機器等についても、専用機ではなく、汎用機を利用できる設計とするなど、各主体の導入コストの低減を図るべき
- ・ 先行して導入している他の行政機関におけるICカードの読取り・書換え端末が利用できるように配慮することが適当

電子化に向けた制度整備

- (具体的な電子化方策)の実現にあたっては、道路運送車両法等の法令改正が必要となる。
- スケジュールも勘案し、自動車検査証の電子化に向けた法令改正に速やかに着手することが適当

今年度のとりまとめに向けた取組

- ・ 本「中間とりまとめ」では、自動車検査証を電子化するにあたっての基本コンセプトの方向性やその進め方について、整理を行った
- ・ 今年度は、本「中間とりまとめ」で掲げた取組の実現に向けて、電子化にあたってのコスト、セキュリティ対策やシステム要件、性能要件等に関して具体的な技術的検討を進めていくことが重要
- ・ とりわけ「セキュリティ対策」については、不正アクセス・情報漏洩対策、紛失時の対応、偽造・スキミング対策等といった観点について重点的に本検討会において議論を続けていくこととする
- ・ 来年度は、自動車検査証の電子化による更なる展開について、積極的に検討を行うことが重要
- ・ 具体的には、他の行政機関や民間事業者等における電子化された自動車検査証のチップ容量の利活用や無車検・無保険車対策への活用、検査情報の一元管理など、ICチップ内に自動車の属性以外の情報が格納される場合があり得ることも含め、自動車検査証の電子化が、より便利で安心・安全な自動車社会に貢献できるよう検討を進めて行く予定

自動車検査証の電子化に関する検討会 中間とりまとめの後 道路運送車両法の一部改正

自動車検査証の電子化に伴う主な法律改正案の内容



現状・課題

- 自動車保有関係手続をオンラインで一括して行うワンストップサービス(OSS)は、新車新規について平成17年より、継続検査について平成29年よりサービスを開始したものの更なる利用の促進が必要(※)。
- 継続検査等の際にOSS申請を行ってもなお必要な自動車検査証の受取りのための運輸支局等への来訪負担削減を図るため、整備事業者等の手続代行者において自動車検査証情報を更新できるよう、自動車検査証をICカード化するとともに、国からのICチップ記録等事務の委託制度を創設することが必要。

※平成29年度のOSS利用率 ①新車新規:31.3%(94.0万件) ②継続検査: 1.9%(28.9万件)

改正案の内容

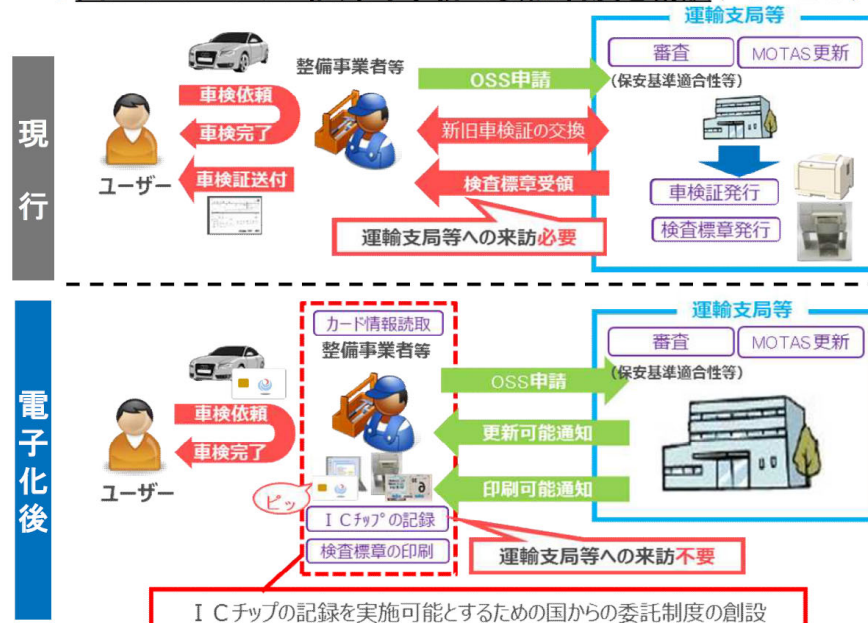
1. 自動車検査証のICカード化

- 自動車検査証をICカード化(現行の自動車検査証情報はICチップに記録)することとする。



2. ICチップの記録等事務の委託

- 国からのICチップ記録等事務の委託制度を創設することとする。



議論はフェーズIIへ

今後の進め方(案)について

回数	時期	議題	
第7回～	4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的要件の検討 ・将来的な活用のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術的要件の検討に向けた議論 ○将来的な活用のあり方検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢国内外事例の調査 ➢具体的な利活用方策 <ul style="list-style-type: none"> ICカードの空き容量のサイズを検討するため、具体的に想定される利用シーンを整理 (利用シーンのアイデアを募集することも検討) 例) 行政機関: 検査情報の一元管理、無車検・無保険対策への活用 等 ➢空き容量の利用に係る管理体制・運用方法等を整理 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ➢電子自動車検査証導入後の自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)申請の充実・拡充

PKIの活用

- 車検証ICカードに遠隔から車検証記載情報を書き込むため、何らかの方法で書き込みを制限する必要あり
- ICカードのチップにPKIをサポートする機能を搭載し、書き込みを制限することが現実的な方法
- ICカードの正当性の確認が可能になるという利点も

電子空間での自動車個体の存在証明

- 車検証ICカードにPKIを用いた電子証明サービスを搭載すれば、マイナンバーカード同様の特質として
 - ICカードは確実に実車と紐付いており、
 - 電子鍵によりカードの実在性を確認可能。
- このPKIに利用者証明用電子証明書と同様のものをもたせることにより、
 - ICカードが電子空間で自動車個体の存在を証明し、
 - 電子情報を自動車と紐付けることが可能となる。

情報が自動車と紐付くことによる新たな価値

- メンテナンスに係る記録
 - 自動車の整備状況等が明確になり、自動車の価値をより正確に表すことが可能となる。
- ドライブレコーダの記録
 - 事故時の証拠能力の強化や、安全運転の証明に資する。
- 当該自動車の運転を可能とする者の情報
 - 代行運転や個人間カーシェアリングを、自動車の鍵を渡すことなく行うことが可能となる。本人確認も必要であり、JPKIの併用が望ましい。

フェーズⅡに向けて

期待すること

- ・ PKIをサポートする機能をICカードのチップに搭載
 - ・ PKIを用いた電子証明サービスをICカードに搭載
民間事業者も利用可能に
- (・ ICカードの空き領域を民間事業者等も利用可能に)